

# 兵庫県公報

平成24年2月21日 火曜日 第2364号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 換地処分に伴う洲本市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	5
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	5
○ 保安林の指定の解除予定（同）	6
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	7
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	8
○ 道路の区域変更（同）	9
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（住宅管理課）	9
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	9
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	11
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	12
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告（県立塚口病院）	14
<b>但馬海区漁業調整委員会公告</b>	
○ 漁業法に基づく指示	16

## 告 示

### 兵庫県告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、洲本市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、洲本市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成24年2月21日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
中川原町 三木田	橋 本	891の一部	中川原町 三木田	茂 原
	二 本 艾	901の一部 903の4の一部 903の6の一部 903の7の一部		

茂 原	881の一部	中川原町 三木田	橋 本
二 本 艾	899の一部 900 901の一部 902の一部		
茂 原	871の一部	中川原町 三木田	二 本 艾
床 鍋	907の1 907の2 908 909		
	910 911の1 911の2	中川原町 三木田	折 橋
男 谷	1103の一部 1103の1 1104		
折 橋	1112から1114までの各一部 1116の一部 1117 1118 1119の一部 1119の1 1120 1121の1から1121の4まで 1122 1123 1124の一部	中川原町 三木田	男 谷
藤 木	1207の一部 1208の一部 1209の一部 1210 1211の一部		
飛所気原	1188の一部	中川原町 三木田	藤 木
折 橋	1124の一部		
所 谷	1232		
藤 木	1204の一部	中川原町 三木田	飛所気原

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地及び国有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成23年11月1日現在の地番である。



**兵庫県告示第187号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 大釜土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	黒 田 明 男	姫路市飾東町大釜163番地1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	石 川 清 章	姫路市飾東町大釜41番地

**2 江井ヶ島土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	尾 仲 利 治	明石市大久保町江井島149番地
同	大 西 義 郎	同 市大久保町江井島353番地
同	木 下 昇 三	同 市大久保町江井島140番地
同	大 西 敏 一	同 市大久保町江井島624番地
同	大 西 敏 和	同 市大久保町江井島792番地の2
同	尾 仲 且 好	同 市大久保町江井島128番地
同	崎 野 和 幸	同 市大久保町江井島200番地の2
同	田 中 伸 一	同 市大久保町江井島340番地
同	田 中 新 和	同 市大久保町江井島298番地

同	中 嶋 努	同	市大久保町江井島1713番地
同	松 野 敏 男	同	市大久保町江井島377番地
同	松 野 誠	同	市大久保町江井島360番地
監 事	岸 本 良 雄	同	市大久保町江井島168番地
同	日 置 文 敏	同	市大久保町江井島343番地
同	大 内 一 幸	同	市大久保町江井島558番地の1

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

同

## 3 和田山土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

同

同

同

## 氏 名

井 岡 貞 雄

大 内 一 幸

大 西 敏 和

大 西 弘 訓

尾 仲 且 好

尾 仲 利 治

崎 野 和 幸

田 中 伸 一

田 中 新 和

中 嶋 努

橋 本 加 州

日 置 文 敏

秋 田 保 英

岸 本 良 雄

松 野 肇

## 住 所

明石市大久保町江井島998番地

同 市大久保町江井島558番地の1

同 市大久保町江井島792番地の2

同 市大久保町江井1792番地

同 市大久保町江井島128番地

同 市大久保町江井島149番地

同 市大久保町江井島200番地の2

同 市大久保町江井島340番地

同 市大久保町江井島298番地

同 市大久保町江井島1713番地

同 市大久保町江井島580番地の4

同 市大久保町江井島343番地

同 市大久保町江井島341番地

同 市大久保町江井島168番地

同 市大久保町江井島363番地の5

## 氏 名

上 野 强

藤 本 季次郎

藤 本 貞 夫

治 部 進一郎

中 島 武 重

岩 木 恒 男

大 橋 卓 正

夜 久 哲 夫

濱 守

加 藤 隆 雄

金 山 茂 男

下 村 俊 郎

佐 藤 勤

小 林 観世樹

伊 達 孝

篠 木 勁

足 立 秀 雄

若 林 一 夫

大 橋 好 信

山 田 久 義

衣 川 守

福 富 道 康

清 田 正 巳

長 野 祐

下 村 亨

## 住 所

朝来市和田山町栄町37番地9

同 市和田山町加都91番地5

同 市和田山町加都1469番地3

同 市和田山町久留引85番地1

同 市和田山町枚田1448番地

同 市和田山町法興寺295番地

同 市和田山町桑原336番地

同 市和田山町宮285番地

同 市和田山町岡田182番地

同 市和田山町柳原280番地

同 市和田山町林垣1206番地1

同 市和田山町寺内84番地

同 市和田山町市場536番地

同 市和田山町和田500番地

同 市和田山町寺谷903番地2

同 市和田山町宮田45番地

同 市和田山町法道寺230番地

同 市和田山町枚田1692番地

同 市和田山町高生田123番地3

同 市新井475番地

同 市和田山町筒江923番地

同 市和田山町市御堂89番地

同 市和田山町久田和477番地3

同 市和田山町高生田180番地

同 市和田山町高田158番地

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

同

同

同

## 4 夜久野高原土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

同

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

氏 名

上 野 强

藤 井 常 雄

藤 田 学

井 上 文 夫

中 島 武 重

岩 木 恒 男

大 橋 卓 正

夜 久 哲 夫

高 見 駿 太 郎

西 清 美

金 山 茂 男

下 村 俊 郎

繁 田 常 市

佐 藤 元 重

伊 達 孝

篠 木 劲

橋 本 喜 義

若 林 一 夫

大 橋 好 信

水 田 文 夫

治 部 進 一 郎

福 富 道 康

清 田 正 巳

佐 藤 勤

下 村 亨

住 所

朝来市和田山町栄町37番地 9

同 市和田山町加都79番地 1

同 市和田山町加都1470番地

同 市和田山町筒江605番地 5

同 市和田山町枚田1448番地

同 市和田山町法興寺295番地

同 市和田山町桑原336番地

同 市和田山町宮285番地

同 市和田山町中373番地 8

同 市和田山町岡田366番地

同 市和田山町林垣1206番地 1

同 市和田山町寺内84番地

同 市和田山町高生田179番地

同 市和田山町和田189番地

同 市和田山町寺谷903番地 2

同 市和田山町宮田45番地

同 市和田山町高田112番地

同 市和田山町枚田1692番地

同 市和田山町高生田123番地 3

同 市羽瀨184番地

同 市和田山町久留引85番地 1

同 市和田山町市御堂89番地

同 市和田山町久田和477番地 3

同 市和田山町市場536番地

同 市和田山町高田158番地

氏 名

田 中 亨

衣 川 孝 司

衣 川 博

夜 久 哲 夫

松 井 晓

衣 川 光 男

清 田 正 巳

畠 山 勉

足 立 雄 三

足 立 昌 一

山 本 幸 雄

城 本 晃

朝 倉 謙 三

藤 原 捷 好

藤 原 節 朗

岩 村 昇

住 所

朝来市和田山町白井608番地

同 市和田山町白井359番地

同 市和田山町白井417番地

同 市和田山町宮285番地

同 市和田山町宮623番地

同 市和田山町宮281番地

同 市和田山町久田和477番地 3

同 市和田山町久田和540番地

同 市和田山町久田和523番地

同 市山東町野間28番地

同 市山東町塩田106番地 1

同 市山東町野間534番地

同 市山東町末歳225番地 1

同 市和田山町白井364番地

同 市和田山町宮180番地

同 市山東町野間192番地

氏 名

田 中 亨

衣 川 孝 司

衣 川 博

住 所

朝来市和田山町白井608番地

同 市和田山町白井359番地

同 市和田山町白井417番地

同	夜 久 哲 夫	同	市和田山町宮285番地
同	松 井 曉	同	市和田山町宮623番地
同	衣 川 光 男	同	市和田山町宮281番地
同	清 田 正 巳	同	市和田山町久田和477番地 3
同	畠 山 勉	同	市和田山町久田和540番地
同	足 立 雄 三	同	市和田山町久田和523番地
同	足 立 昌 一	同	市山東町野間28番地
同	山 本 幸 雄	同	市山東町塩田106番地 1
同	城 本 晃	同	市山東町野間534番地
同	朝 倉 謙 三	同	市山東町末歳225番地 1
監 事	藤 原 捷 好	同	市和田山町白井364番地
同	藤 原 節 朗	同	市和田山町宮180番地
同	岩 村 昇	同	市山東町野間192番地



**兵庫県告示第188号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成24年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**神野中部土地改良区**

氏 名	住 所
坂 田 弘 逸	加古川市神野町西之山411番地
大 西 征 男	同 市神野町西条1068番地
花 房 彰 雄	同 市神野町西条714番地
奥 村 欽 一	同 市神野町西条1078番地
大 西 正	同 市神野町西条671番地の 1
加 納 久 徳	同 市神野町神野749番地
松 田 利 一	同 市神野町神野680番地
松 本 泰 一	同 市神野町神野758番地
今 出 嘉 明	同 市神野町西条1303番地の 1
大 路 茂 義	同 市新神野 6 丁目14番地の 8
森 田 春 一	同 市神野町石守948番地
森 田 孝 治	同 市神野町石守924番地
渋 谷 重 光	同 市神野町石守1146番地
坂 田 雅 文	同 市神野町西之山412番地
日 坂 博 一	同 市神野町西之山460番地の 1
山 名 一 巳	同 市神野町神野1055番地の 2
納 庄 三千治	同 市神野町神野1306番地
納 庄 隆	同 市神野町神野1277番地



**兵庫県告示第189号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
三田市下青野字地王堂885の 5
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(i) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第190号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成24年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
南あわじ市沼島字沼島山1の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第191号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成24年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
豊岡市中央町128番1の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第4項第9号に該当



**兵庫県告示第192号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（街区基準点の復旧測量）
- 2 作業期間  
平成24年 2月13日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市池開町



**兵庫県告示第193号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西脇市長から次の

とおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間  
平成23年10月 1日から平成24年 2月20日まで
- 3 作業地域  
西脇市の一部



**兵庫県告示第194号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2項の規定により、三木市長から次のとおりに公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間  
平成23年 3月10日から同月25日まで
- 3 作業地域  
三木市の一部地域



**兵庫県告示第195号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年 2月21日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年 2月21日から 2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 6 号	三田市上井沢字寺垣内240番 2 から 同 市加茂字青垣内656番 4 まで	旧	9.0から 22.0まで	513.0	一部 予定地
			14.0から 41.0まで	474.0	
	三田市上井沢字寺垣内240番 2 から 同 市加茂字野口353番 1 まで	新	10.0から 21.0まで	236.0	一部 予定地
	三田市加茂字寺橋詰594番 2 から 同 市加茂字青垣内656番 4 まで		9.0から 22.0まで	248.0	
	三田市上井沢字寺垣内240番 2 から 同 市加茂字青垣内656番 4 まで		14.0から 41.0まで	474.0	



**兵庫県告示第196号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年 2月21日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年 2月21日から 2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 能勢猪名川線	川辺郡猪名川町下阿古谷字京伝8番1から	旧	7.0から 13.0まで	125.0	
	同 郡同 町下阿古谷字宮ノ向10番2まで	新	9.0から 18.0まで	124.0	



**兵庫県告示第197号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年 2月21日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年 2月21日から 2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上内膳塩尾線	洲本市上内膳字宮ノ前298番1から	旧	9.0から 14.0まで	352.0	
	同 市上内膳字大もん396番4まで	新	11.0から 14.0まで	352.0	



**兵庫県告示第198号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年 2月21日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年 2月21日から 2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上福原佐用線	佐用郡佐用町大垣内字大坪982番から 同 郡同 町大垣内字定金127番1まで	旧	8.0から 15.0まで	140.0	
			10.0から 13.0まで	135.0	
		新	10.0から 13.0まで	135.0	





**兵庫県告示第199号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成24年2月21日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成24年2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 5 0 号	相生市相生四丁目4273番28から 同 市相生二丁目4089番65まで	旧	7.0から 28.0まで	639.0	
		新	7.0から 28.0まで 10.0から 25.0まで	639.0 341.0	予定地



**兵庫県告示第200号**

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第14項に規定する知事が定める日は、同項に掲げる駐車場のうち次に掲げるものにあつては、平成24年2月29日とする。

平成24年2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	位置
城が山鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区城が山5丁目
姫路野里鉄筋住宅駐車場	姫路市野里

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加西市常吉町字東畑922番180から922番182まで
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加西市繁昌町894番地  
菅野包装資材株式会社 代表取締役 菅 野 弘 司
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成23年8月19日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－9号(23加西)
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町太田字清水ケ本2223番1、2223番4、2224番1
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市飾磨区都倉一丁目30番地  
オーエイハウジング有限公司 代表取締役 横 山 英 人

- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成24年 1月 6日  
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-9-2号（23太子）



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンタウン氷上ショッピングセンター  
所在地 丹波市氷上町石生字牛ノ木2011番2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 岩 本 隆 雄  
住所 姫路市三左衛門堀東の町121番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 代表者の氏名 住所  
マックスバリュ西日本株式会社 岩 本 隆 雄 姫路市三左衛門堀東の町121  
外未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年10月 1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
8,157平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
557台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
233台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
200平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
30.21立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	24時間営業	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口 1箇所、出入口 2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 8 届出年月日  
平成24年 1月31日



イ 変更後

名称 株式会社関西ケーブズデンキ

代表者の氏名 井 川 留 雄

住所 茨城県水戸市柳町1—13—20

(4) 駐車場の位置及び収容台数 (位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。)

ア 変更前

280台

イ 変更後

120台

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。)

ア 変更前

入口 3 箇所、出口 3 箇所、出入口 3 箇所

イ 変更後

入口 1 箇所、出入口 2 箇所

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成16年10月 1 日ほか

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成23年 6 月14日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成16年10月 1 日

(4) 駐車場の位置及び収容台数

平成23年12月31日、平成25年 3 月31日

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成23年12月31日、平成25年 3 月31日

5 届出年月日

平成24年 1 月16日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年 2 月21日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年 6 月22日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 2 月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目

1	神戸市垂水区南多聞台2丁目37番2	1,872.56	宅 地
2	姫路市四郷町東阿保字東山新畑395番10	2,261.62	宅 地
3	姫路市野里字南河原147～150番	5,683.42	宅 地

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
  - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

## 3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通4丁目18番2号  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課

## 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
神戸市中央区下山手通4丁目18番2号  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課
- (2) 配布期間及び申込期間  
平成24年2月21日（火）から同年3月1日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

## 5 入札の場所及び日時

物件番号1、2、3

## ア 場所

本庁舎付近会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

## イ 日時

平成24年3月5日（月）午前10時から

## 6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効  
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課  
電話 (078) 341-7711 内線 4875

## 病 院 局 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 2月21日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立塚口病院長 藤 原 久 義

## 1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量  
眼科用手術顕微鏡 一式
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成24年 3月30日 (金)
- (4) 納入場所  
県立塚口病院 尼崎市南塚口町6丁目8番17号
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができるものと認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒661-0012 尼崎市南塚口町6丁目8番17号

県立塚口病院総務部経理課

電話 (06) 6429-5321

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間  
平成24年2月21日(火)から同月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札参加申込書の受付期間  
平成24年2月21日(火)から同月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 入札・開札の日時及び場所  
平成24年3月14日(水)午前10時 県立塚口病院 3階大会議室

(5) 入札書の提出期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成24年3月13日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年3月12日(月)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成24年2月28日(火)午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成24年3月21日(水))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要作成
- (8) 落札者の決定方法
- 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Dr.Fujiwara, Director of Hyogo Prefectural Tsukaguchi Hospital
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Ophthalmology Operation Microscope, 1 set
- (3) Delivery period:  
March 30, 2012
- (4) Delivery place:  
Hyogo Prefectural Tsukaguchi Hospital
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 February 28, 2012
- (6) Deadline for tender:  
17:00 March 13, 2012 by mail  
10:00 March 14, 2012 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:  
Accounting Division, Hyogo Prefectural Tsukaguchi Hospital,  
6-8-17 Minamitsukaguchi-cho, Amagasaki, Hyogo 661-0012  
TEL (06) 6429-5321

### 但馬海区漁業調整委員会公告

#### 漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるべにずわいがにかご漁業について、次のとおり指示する。

平成24年2月21日

但馬海区漁業調整委員会  
会長 吉 岡 修 一

1 指示番号

但馬海区漁業調整委員会指示第61号

2 指示事項

北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、平成24年6月1日から同



月30日までの間、べにずわいがにかご漁業を営んではならない。

3 指示の有効期間

平成24年 2月21日から同年 6月30日まで